

「処方箋に関する掲示」

長期処方に関する掲示について

患者様の状態に応じ、28日以上長期処方を行っております。
なお、長期処方の処方せんの対応が可能かは、患者様の病状や内服薬に応じた医師が判断いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

処方箋の一般処方について

昨今の医薬品供給が不安定な状況を踏まえ、患者様が保険薬局において、円滑にお薬を受け取ることができるよう、一般名処方を行っております。
一般名処方することで、先発品に比べ比較的価格の安いジェネリック医薬品（後発医薬品）の選択も可能となり、患者様の自己負担軽減にも繋がります。

電子処方箋について

電子処方箋を発行できる体制を整えております。